セカンドオピニオンについて

- 今受けている診断や治療方針について患者さんが、主治医以外の医師から 意見を求めることです。
 - それにより患者さんが診断や治療方針について納得あるいは決断することに 役立てていただく制度です。
- セカンドオピニオンでは、治療・検査等は行なわず、患者さんがお持ちになった主治医からの診療情報提供書・レントゲン等の資料をもとに当院の専門医が意見を申し上げます。
- セカンドオピニオン(第二の意見)は,全国的に広がりをみせており、取り組む 病院が増えてきました。当院でも平成19年7月1日より実施しております。
- セカンドオピニオンを受けるかどうか迷っている方は、遠慮なく下記の相談支援センターへご相談ください。

对象者、对象疾病

- セカンドオピニオンをお受けできる方は、患者さんご本人か、あるいは患者 さんの意思を代行できるご家族に限ります。
- 当院では全ての診療科でセカンドオピニオンの対応を行っております。

予約

- 予約制となります。
- セカンドオピニオンに関する問い合わせは、相談支援センターセカンドオピニ オン窓口でお受けしております。

電話番号 0238-46-5000(内線1901) 問い合わせできる日 月曜から金曜日(祝日、年末年始を除く) 受付時間 9:00~16:00

相談上の留意点

- 相談時間は、原則1時間以内です。
- ロ頭説明となります。
- 相談中の録音はご遠慮願います。
- 相談場所は当院診療科診察室、または病棟面談室です。

持参いただく資料等

- 患者の症状等についての主治医が作成した診療情報提供書
- レントゲン・CT・MRI などの写真・画像データ
- その他検査結果などで参考になるもの
- 健康保険証、当院診察カード(お持ちの場合)

費用について

セカンドオピニオンは保険対象外となり、相談1件につき21,600円となります。

セカンドオピニオンの対象とならない場合

次の場合はセカンドオピニオンをお断りさせていただきます。

- 主治医に対する不満、医療過誤及び医療訴訟に関する相談
- 過去の治療の妥当性を問う相談
- 他の医療機関への紹介等を求める相談、転院を前提とした相談
- 相談に必要な資料の提出が得られない場合
- 医師を指定するセカンドオピニオン
- その他セカンドオピニオンが困難又は不適当と認められる相談

案内書・申込書・代理相談同意書の書式

公立置賜総合病院ホームページのセカンドオピニオンの項に PDF ファイルを掲載してありますのでご利用ください。